

《資料》

| | |
|------------------------------|----|
| ○ 計画の策定経過 | 24 |
| ○ 長野県児童虐待・DV被害者支援連絡協議会設置要綱 | 25 |
| ○ 長野県の現状 | 28 |
| ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のフロー | 32 |
| ○ 長野県のDV相談窓口一覧 | 33 |
| ○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 34 |

○計画の策定経過

| 年月日 | 内容 |
|---------------------|---|
| 令和2年6月～7月 | 第4次DV防止基本計画の進捗状況調査 |
| 令和2年8月31日 | 第1回長野県児童虐待・DV防止対策協議会 DV被害者支援等に関する分科会 ＊第4次DV防止基本計画の進捗状況を確認し、実績を踏まえた課題や今後の取組内容について協議 ＊第5次計画の基本テーマ及び重点目標について協議 |
| 令和3年3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回長野県児童虐待・DV防止対策協議会DV被害者支援等に関する分科会（書面開催） ・第5次DV防止基本計画の素案について、児童相談所、女性相談員配置市に意見照会 |
| 令和3年4月30日 ～5月31日 | パブリックコメント |
| 令和3年6月28日 | 第5次DV防止基本計画の決定 |

○長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 児童虐待並びに配偶者及び元配偶者（以下「配偶者等」という。）からの暴力を防止し、被害者に適切な支援を行うため、関係する機関・団体による「長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置し、被害者保護及び支援にかかる課題の共有化と相互の連携強化を図る。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 児童虐待及び配偶者等からの暴力問題に対する理解の促進と啓発
- (2) 児童虐待の発生予防における関係機関の連携促進
- (3) 被害者の早期発見及び適切な保護並びに支援における関係機関の連携促進

(構成)

第3条 連絡協議会は、別紙1に掲げる機関及び団体によって構成する。連絡協議会の会長は、長野県県民文化部こども若者局長が務める。

- 2 連絡協議会に、別紙2に掲げる分科会を設置する。
- 3 分科会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(法的位置付け)

第4条 児童虐待防止に関する分科会は、児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会とする。

- 2 児童福祉法第25条の2第4項に基づく要保護児童対策地域協議会の調整機関は、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室とする。

(守秘義務)

第5条 連絡協議会を構成する各機関は、正当な理由がなく、連絡協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じ会議を開催する。

(事務局)

第7条 連絡協議会の事務局は、長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、連絡協議会において別途定める。

- 附 則 この要綱は、平成18年11月27日から実施する。
附 則 この要綱は、平成19年6月4日から実施する。
附 則 この要綱は、平成20年6月10日から実施する。
附 則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成22年3月9日から実施する。
附 則 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は、平成23年3月10日から実施する。
附 則 この要綱は、平成26年6月3日から実施する。
附 則 この要綱は、平成27年7月27日から実施する。
附 則 この要綱は、令和2年8月20日から実施する。
附 則 この要綱は、令和3年6月14日から実施する。

(別紙 1)

長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会 構成機関

| | | |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 団体 | 長野県市長会 | |
| | 長野県町村会 | |
| | 長野県医師会 | |
| | 長野県歯科医師会 | |
| | 長野県看護協会 | |
| | 長野県助産師会 | |
| | 長野県民生委員児童委員協議会連合会 | |
| | 長野県人権擁護委員連合会 | |
| | 長野県母子生活支援施設連盟 | |
| | 長野県児童福祉施設連盟 | |
| | 長野県子どもを虐待から守る会民間ネットワーク | |
| 国 | 長野地方検察庁捜査官室 | |
| | 長野地方法務局人権擁護課 | |
| | 東京出入国在留管理局長野出張所 | |
| | 日本司法支援センター（法テラス）長野地方事務所 | |
| 県 | 県民文化部 | 文化政策課多文化共生・パスポート室 |
| | | 人権・男女共同参画課 |
| | | 男女共同参画センター |
| | こども若者局 | 次世代サポート課 |
| | | こども・家庭課児童相談・養育支援室 |
| | | 中央児童相談所 |
| | | 女性相談センター |
| | 健康福祉部 | 保健・疾病対策課 |
| | 建設部 | 建築住宅課公営住宅室 |
| | 教育委員会事務局 | 教育政策課 |
| | | 心の支援課 |
| | 警察本部 | 生活安全部 人身安全・少年課 |
| 圏域地域支援ネットワーク会議（事務局：保健福祉事務所 福祉課） | | |

(別紙2)

長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会 分科会

| 分科会 | 協議事項 | 構成員 |
|---|--|---|
| <p>児童虐待防止に関する分科会 (要保護児童対策地域協議会)</p> | <p>○児童虐待の発生予防のための施策等の推進 ○児童虐待の早期発見・早期対応のための施策等の推進 ○児童虐待を受けた子どもの保護及び支援並びに保護者支援等の推進 ○児童虐待防止意識啓発の推進</p> | <p>県医師会 県歯科医師会 県看護協会 県助産師会 県民生委員児童委員協議会連合会 長野県児童福祉施設連盟 長野県子どもを虐待から守る会民間ネットワーク 県民文化部こども若者局 次世代サポート課 <u>こども・家庭課児童相談・養育支援室</u> 中央児童相談所 健康福祉部 保健・疾病対策課 県教育委員会 教育政策課 県警察本部 人身安全・少年課 圏域地域支援ネットワーク会議 (事務局：県保健福祉事務所福祉課)</p> |
| <p>DV被害者支援等に関する分科会</p> | <p>○DV防止基本計画の推進 ○DV被害者及びその子どもの保護に関する連携 ○DV防止意識啓発の推進</p> | <p>県母子生活支援施設連盟 日本司法支援センター長野地方事務所(法テラス) 県民文化部 文化政策課多文化共生・パスポート室 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター <u>こども若者局</u> <u>こども・家庭課児童相談・養育支援室</u> 女性相談センター 建設部 建築住宅課公営住宅室 県教育委員会 心の支援課 県警察本部 人身安全・少年課 圏域地域支援ネットワーク会議 (事務局：県保健福祉事務所福祉課)</p> |

* アンダーラインは、分科会事務局

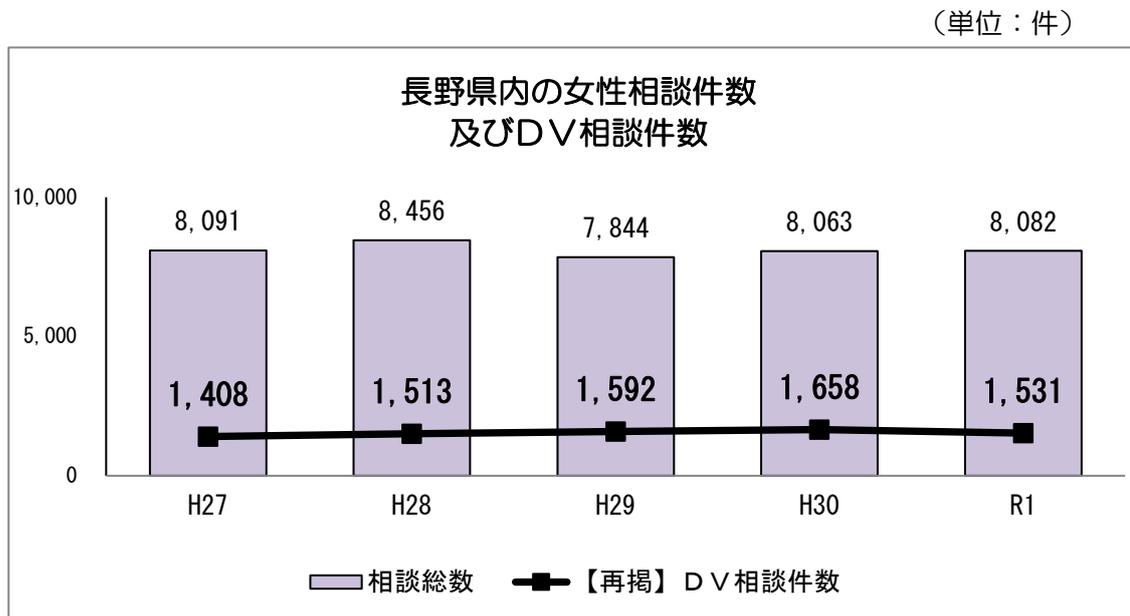
○長野県の現状

1 相談状況

長野県においては、長野県女性相談センターのほか、県内 10 か所の保健福祉事務所に女性相談員を配置するとともに、女性相談員を配置している市の協力を得てDV被害を含めたあらゆる女性に関する相談に応じています。

また、長野県女性相談センターとともに、長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」もDV防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターとして位置付けられており、DV被害者の相談窓口を設けています。

県内の女性に関する相談件数は、令和元年度は 8,082 件であり、そのうちDV相談件数は 1,531 件でした。



- * 相談件数：女性相談センター、男女共同参画センター、保健福祉事務所、女性相談員配置市（長野市、松本市、上田市、飯田市、小諸市、駒ヶ根市（H28.10～）、中野市（R2～）、大町市、茅野市（H29～）、塩尻市、佐久市、千曲市（H29～）、東御市、安曇野市）の受付分
- * DV以外の相談：人間関係、親族、離婚など

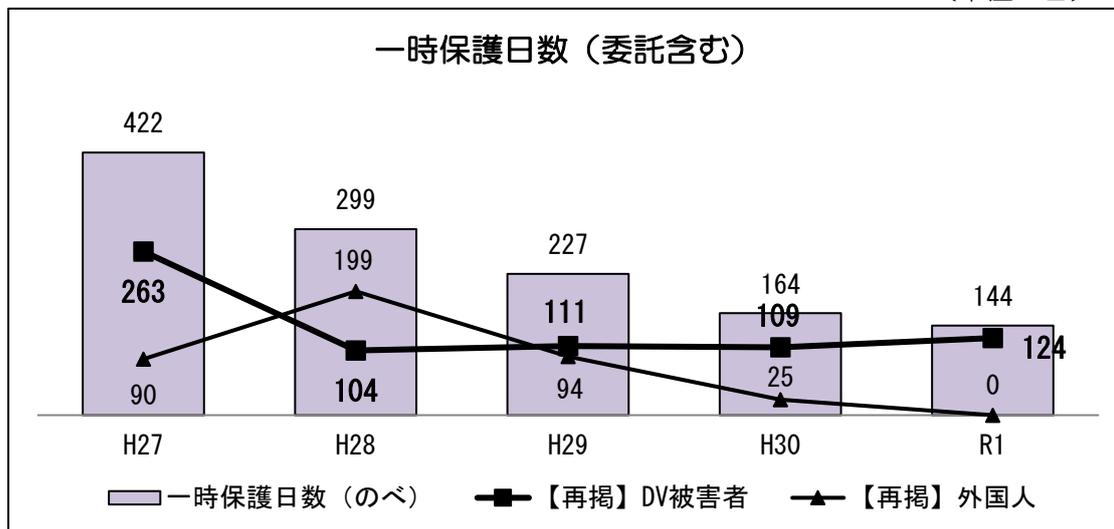
2 一時保護の実施状況

DV被害を含む様々な問題を抱えた女性の一時保護については、県の一時保護施設のほか、県と契約を締結している一時保護委託施設において対応しています。

近年一時保護人員は増減を繰り返していますが、令和元年度において委託を含む一時保護日数はのべ144日であり、そのうちDV被害者はのべ124日と総数の8割強を占めています。また、令和元年度においては外国人の一時保護日数はのべ0日となりました。

外国人の一時保護については、人身取引*被害者も対象としています。

(単位：日)



一時保護施設退所後の状況

| 年度 | 退所者数 | (内訳) | | | | |
|-----|------|--------|--------|----|----|-----|
| | | 女性保護施設 | 社会福祉施設 | 帰宅 | 帰郷 | その他 |
| H27 | 34 | 2 | 13 | 5 | 9 | 5 |
| H28 | 25 | 3 | 5 | 3 | 5 | 9 |
| H29 | 11 | 0 | 3 | 0 | 4 | 4 |
| H30 | 14 | 1 | 6 | 0 | 4 | 3 |
| R1 | 14 | 1 | 7 | 3 | 0 | 3 |

* 人身取引：(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔽匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

(b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

(c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔽匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

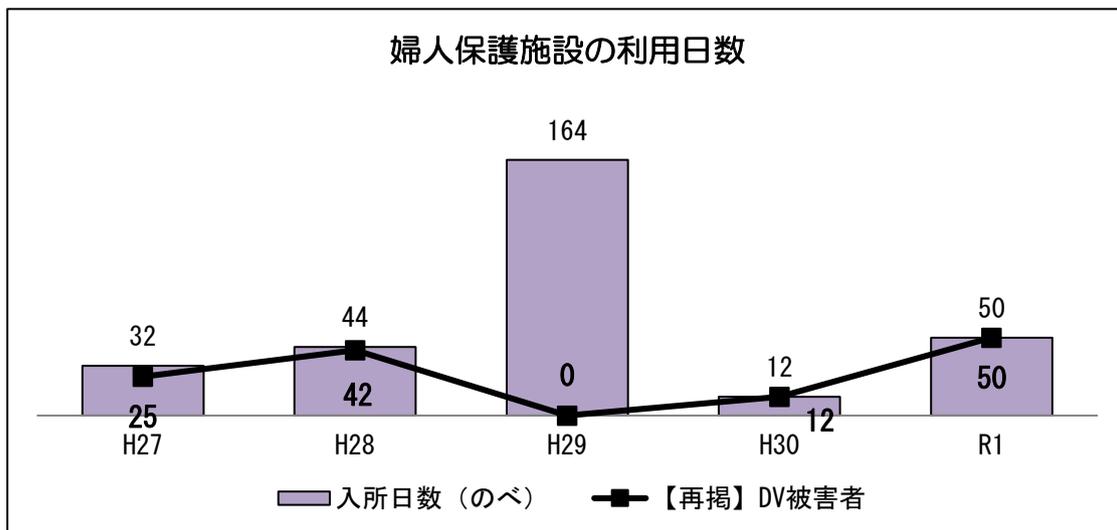
(d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

3 婦人保護施設の利用状況

一時保護中に問題が解決せず、さらに長期の保護が必要な場合には、婦人保護施設への入所による支援を行っています。

婦人保護施設の入所者は近年減少傾向にあります。のべ利用日数は増減を繰り返しています。令和元年度ののべ利用日数は 50 日であり、このうち全ての日数を DV 被害者が占めています。外国人や高齢者、障がい者など特別な支援を必要とするDV被害者等が増加しており、婦人保護施設の役割、あり方の検討が今後も必要です。

(単位：日)



婦人保護施設退所後の状況

| 年度 | 退所者数 | (内訳) | | | |
|-----|------|--------|----|----|-----|
| | | 社会福祉施設 | 帰宅 | 帰郷 | その他 |
| H27 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| H28 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| H29 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| H30 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| R1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

5 デートDVに関する講座の実施状況

男女共同参画センターでは、若者にデートDVについての理解を深めてもらい、デートDVの被害者にも加害者にもならないよう、相手の人権を尊重する意識を高めてもらうことを目的に、教育機関や関係団体等と連携しながら、県内の高校、大学等に講師の派遣を行っています。

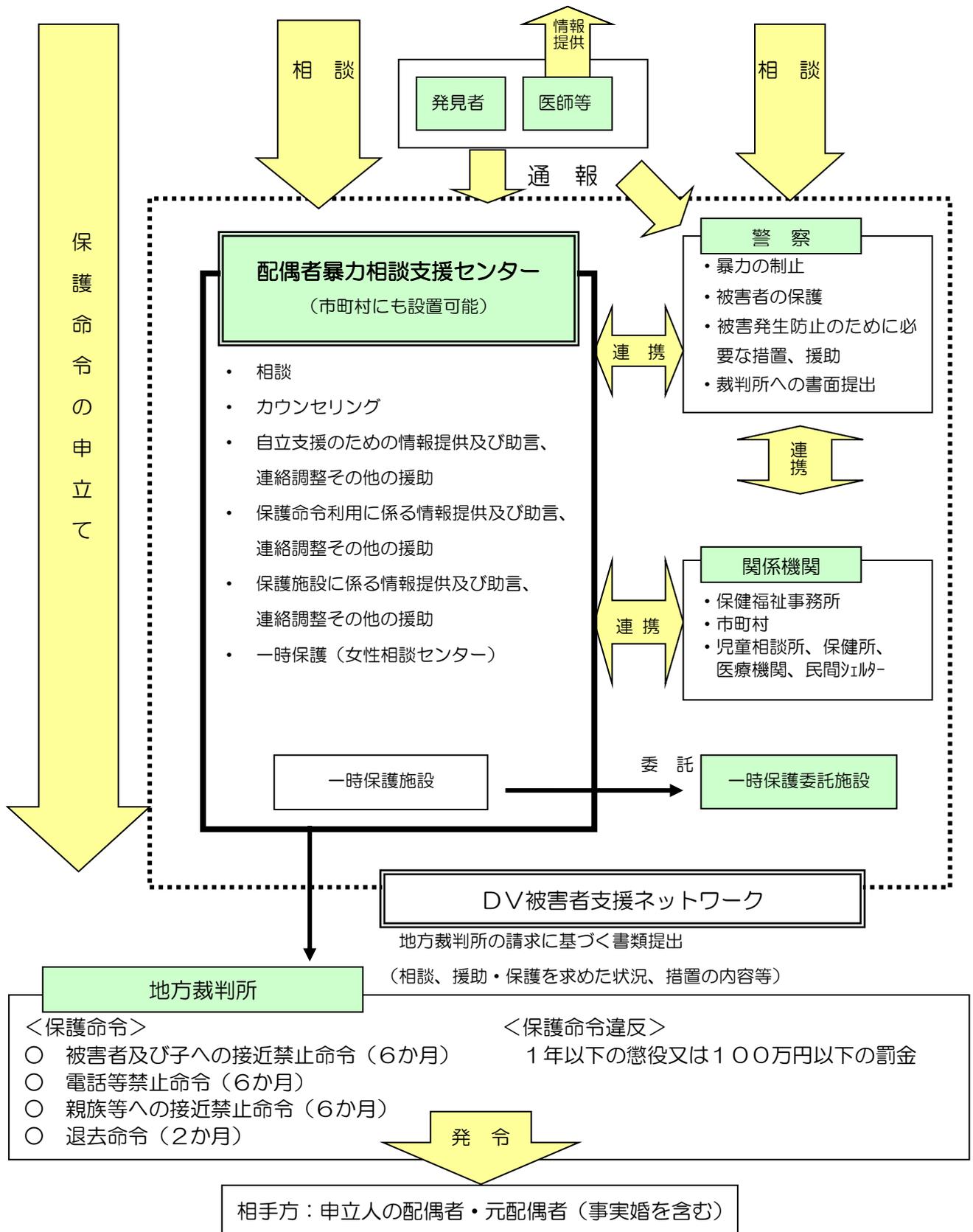
しかし、「デートDV」という用語の高校生の認知度は、58.2%（R1.11）であり、今後も積極的な周知が必要です。

（単位：回、人）

| 項目 | H27 累計 | H28 | H29 | H30 | R1 | 累計 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 講座実施回数 | 78 | 10 | 14 | 10 | 9 | 121 |
| 講座受講者数 | 14,897 | 2,042 | 2,413 | 1,308 | 903 | 21,563 |

○配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のフロー

配偶者（事実婚、生活の本拠を共にする交際相手を含む）
 ・元配偶者からの暴力被害者



○長野県のDV相談窓口一覧

1 保健福祉事務所、市福祉事務所等

| 機関名 | 住所 | 代表電話番号 |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 佐久保健福祉事務所 * | 佐久市大字跡部 65-1 | 0267-63-3111 |
| 上田保健福祉事務所 * | 上田市材木町 1-2-6 | 0268-23-1260 |
| 諏訪保健福祉事務所 * | 諏訪市上川 1-1644-10 | 0266-53-6000 |
| 伊那保健福祉事務所 * | 伊那市荒井 3497 | 0265-78-2111 |
| 飯田保健福祉事務所 * | 飯田市追手町 2-678 | 0265-23-1111 |
| 木曽保健福祉事務所 * | 木曽郡木曽町福島 2757-1 | 0264-24-2211 |
| 松本保健福祉事務所 * | 松本市大字島立 1020 | 0263-47-7800 |
| 大町保健福祉事務所 * | 大町市大町 1058-2 | 0261-22-5111 |
| 長野保健福祉事務所 * | 長野市中御所岡田 98-1 | 026-223-2131 |
| 北信保健福祉事務所 * | 飯山市大字静間 1340-1 | 0269-62-3105 |
| 長野市福祉事務所 * | 長野市鶴賀緑町 1613 | 026-226-4911 |
| 長野市福祉政策課篠ノ井分室 * | 長野市篠ノ井御幣川 281-1 | 026-292-2596 |
| 松本市福祉事務所 * | 松本市丸ノ内 3-7 | 0263-34-3000 |
| 上田市福祉事務所 * | 上田市大手 1-11-16 | 0268-22-4100 |
| 岡谷市福祉事務所 | 岡谷市幸町 8-1 | 0266-23-4811 |
| 飯田市福祉事務所 * | 飯田市大久保町 2534 | 0265-22-4511 |
| 諏訪市福祉事務所 | 諏訪市高島 1-22-30 | 0266-52-4141 |
| 須坂市福祉事務所 | 須坂市須坂 1528-1 | 026-248-9003 |
| 小諸市福祉事務所 * | 小諸市相生町 3-3-3 | 0267-22-1700 |
| 伊那市福祉事務所 | 伊那市下新田 3050 | 0265-78-4111 |
| 駒ヶ根市福祉事務所 * | 駒ヶ根市赤須町 20-1 | 0265-83-2111 |
| 中野市福祉事務所 * | 中野市三好町 1-3-19 | 0269-22-2111 |
| 大町市福祉事務所 * | 大町市大町 3887 | 0261-22-0420 |
| 飯山市福祉事務所 | 飯山市大字飯山 1110-1 | 0269-62-3111 |
| 茅野市福祉事務所 * | 茅野市塚原 2-6-1 | 0266-72-2101 |
| 塩尻市社会教育スポーツ課 * | 塩尻市大門 7-3-3 | 0263-52-0280 |
| 佐久市福祉事務所 * | 佐久市大字中込 3056 | 0267-62-2111 |
| 千曲市福祉事務所 * | 千曲市杭瀬下 2-1 | 026-273-1111 |
| 東御市福祉事務所 * | 東御市鞍掛 197 | 0268-64-8888 |
| 安曇野市福祉事務所 * | 安曇野市豊科 6000 | 0263-71-2255 |

※ *印は女性相談員の配置がある機関です。

2 配偶者暴力相談支援センター

| 機関名 | 住所 | 相談専用電話 |
|-------------------|-------------------|--------------|
| 女性相談センター | 長野市鶴賀東鶴賀町 1908-13 | 026-235-5710 |
| 男女共同参画センター | 岡谷市長地権現町 4-11-51 | 0266-22-8822 |
| 安曇野市配偶者暴力相談支援センター | 安曇野市豊科 6000 | 0266-71-2227 |

3 その他

| 機関名 | 電話番号 |
|----------------------|---|
| 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン | 電話 026-219-2413 (24時間・365日) ※ 児童虐待・DVに関する通告・通報等の受付 |

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

発令 　　：平成13年4月13日法律第31号

最終改正：令和元年6月26日号外法律第46号

改正内容：令和元年6月26日号外法律第46号[令和2年4月1日]

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の

確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受け

たい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の周辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行

為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す

る。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用
(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------|---------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |

| | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった

身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

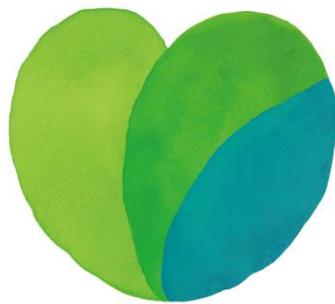
2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークについて（内閣府ホームページより）

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。



しあわせ
信州

第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画

計画決定／令和3年（2021年）6月

発行／長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

TEL：026-235-7099

FAX：026-235-7390

E-mail：jido-shien@pref.nagano.lg.jp